

農業所得の申告をお願いいたします

(町民税務課)

毎年1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み農産物の販売金額による収入等があった人は、申告をする必要があります。ただし、事業として行っていない農業(農産物を全く出荷・販売せずに、自家用の飯米や野菜のみの場合)については、申告の必要はありません。

○平成26年1月から記帳・帳簿等の保存が必要になりました
・記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日・売上先・仕入先・経費の金額等を帳簿に記載します。

・帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年、その他(請求書・領収書等)は5年保存が必要です。

○事前相談会のお知らせ

農業所得の申告は、収入の大小にかかわらず、申告者ご自身による収支計算のもと行うものです。今年度も平成29年2月に

農業所得事前相談会を予定しています。確定申告は、例年混雑します。申告がスムーズに進むようにぜひ相談会をご利用ください。

※青色申告は、納税者自ら税法に従って計算し、納税する制度です。役場での申告受付はできませんので、ご注意ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

土地・家屋の届出をお願いいたします

(町民税務課)

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。年内に家屋の滅失(取り壊し)や増築・改築などにより未登記家屋の所有者が変わった場合には、町民税務課まで届出ください。

また、土地の現況地目を変更している場合にも同様です。ただし、すでに法務局で登記を済まされている場合には、届出をする必要はありません。

○堤防強化事業での移転者のみなさんへ

年内に家屋(新家屋)が完成し、買取契約した家屋(旧家

屋)の取り壊しが年明けになると、新旧両方の家屋に固定資産税が課税されます。

固定資産税は1月1日現在の取扱になりますので、家屋の完成時期と買取家屋の取り壊し時期にご注意ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

国民年金保険料控除証明書を送付について

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類等を添付することが義務付けられています。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(ハガキ)が、日本年金機構より11月上旬から順次送付されています。

年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となります。

○お問い合わせ

下館年金事務所
☎0296(25)0811

カラス駆除を実施します

(生活安全課)

有害鳥獣(カラス)の銃器による駆除を次のとおり実施します。

○1回目 12月4日(日)

○2回目 1月8日(日)

両日とも日の出から日の入りまで(悪天候でも実施します)

○実施区域 五霞町全域

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)

狂犬病予防注射はお済みですか

(生活安全課)

生後91日以上の飼い犬には、狂犬病予防法により毎年1回、予防注射を受けさせなければなりません。

また、予防注射がお済みでない場合は、かかりつけの動物病院で必ず実施してください。

注射を実施しましたら、獣医師が発行する「注射済証明書」を生活安全課へ持参し、狂犬病予防注射済票の交付を受けることも忘れずに行ってください。

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)

第22回青少年の主張大会を開催します

(教育委員会)

五霞町青少年問題協議会主催による青少年の主張大会を次のとおり開催します。

児童生徒が、日頃の思いや将来の夢などを発表します。みなさんお誘い合わせのうえ、ご来場ください。

○日時 12月16日(金)

午後1時30分から

○会場 中央公民館 講堂

○お問い合わせ

教育委員会 生涯学習G
☎(84)1460 (直通)

広報ごかに広告を掲載しませんか?
この枠は半枠です

規格	掲載料(1ヵ月)
全枠 縦4.9cm×横18.2cm	20,000円
半枠 縦4.9cm×横 9.0cm	11,000円

○お問い合わせ 総務課 広報担当 内線214